

まもなく営業許可の期限が到来する事業者の皆様へ

～ 新しい食品営業許可・届出制度が始まります！

これまで、許可期限の約2か月前に「更新手続き」をご案内していましたが、食品衛生法の改正により、施設基準等が大幅に変更となるため、今回の手続きでは「新規許可申請」となります。

変更点① 施設基準が変わります！

例えば、、、

手洗い設備：洗浄後の手指の再汚染を防止できる構造であること



センサー式、
レバー式、
足踏み式など

設備を直ちに改良することは難しいと思いますので、計画的な改修・更新をお願いします。

(保健所も継続的に指導・助言を行います)

変更点 業種区分が見直されます！ (詳しくは裏面をご覧ください)

例えば、、、

・喫茶店営業は飲食店営業に、あん類製造業は菓子製造業に統合されます。



・乳類販売業、包装された食肉や魚介類のみの販売業、冰雪販売業、冷凍・冷蔵倉庫業、缶詰又は瓶詰食品製造業・ソース類製造業の一部許可業種から**届出業種に自動移行**します。**手続きは不要**です。

・条例許可業種であった魚介類加工業
法律による許可業種に移行します。
令和6年5月31日までに**新しい食品衛生法に基づく許可への切替え**が必要です。

・条例許可業種であった無店舗魚介類販売業
届出業種に移行します。
11月30日までに**保健所への届出が必要**です。

変更点③ 1つの許可で取り扱える食品の種類が広がります！

例えば、、、

・飲食店が調理提供している食品の持ち帰り：飲食店営業のみでOK
卸売など、表示義務が生じるような形態は製造業が必要。

・パン屋さんでサンドイッチを製造：菓子製造業のみでOK

・豆腐屋さんでおからドーナツを製造：豆腐製造業のみでOK



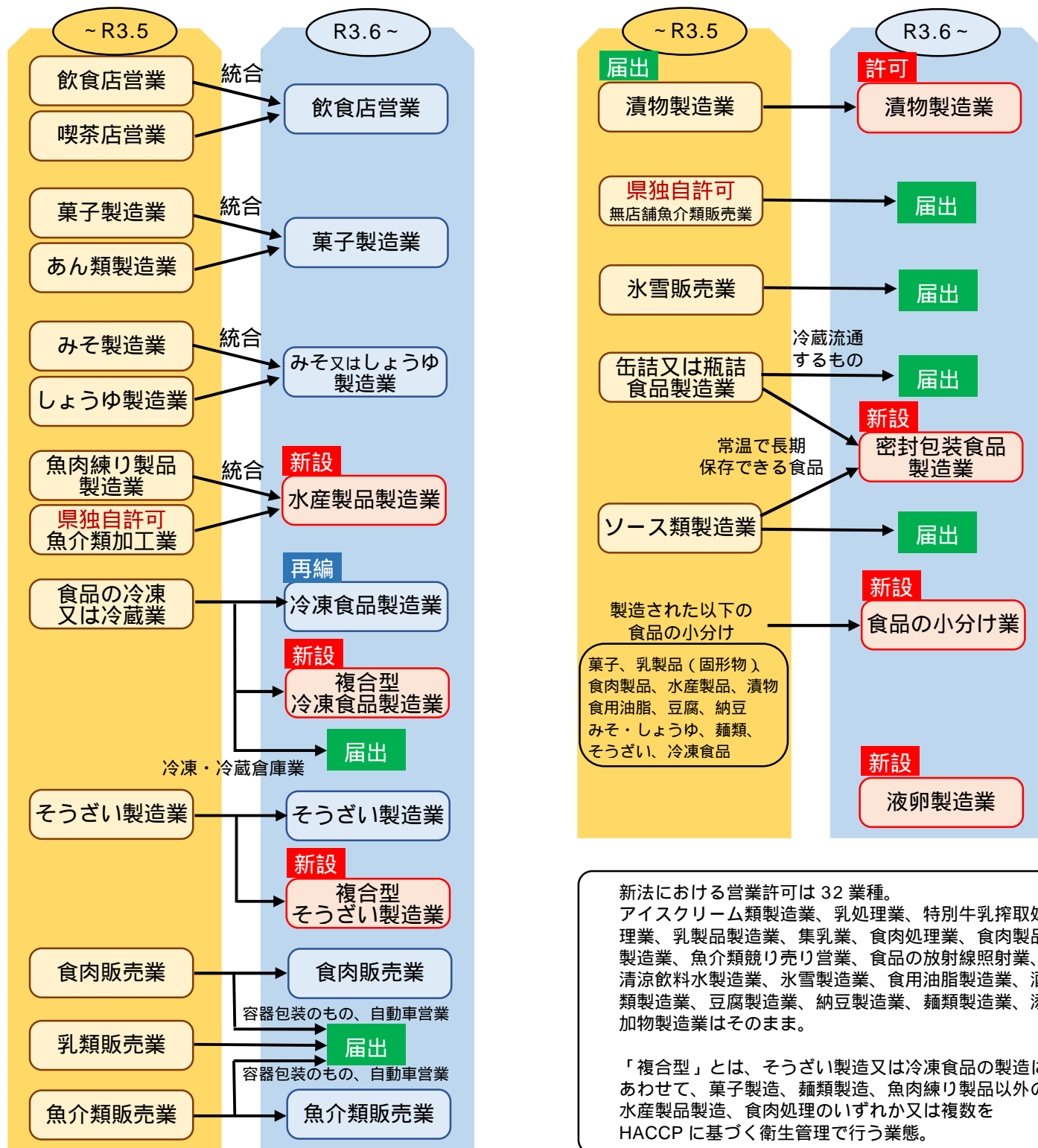
保健所では、それぞれの施設に応じた助言を適宜行っています。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

営業許可制度が変わります

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から食品営業の許可制度が変更になります。

現在お持ちの旧法の許可期限が到来するまでに、新法による新規許可の取得が必要です。

通常であれば、許可期限の約1か月前に更新手続きをしていただきますが、法改正により施設基準等が変更となったため、「更新手続き」ではなく「新規許可申請」をしていただきます。



新法における営業許可は32業種。
アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚介類競り売り営業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、冰雪製造業、食用油脂製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、添加物製造業はそのまま。

「複合型」とは、そうざい製造又は冷凍食品の製造にあわせて、菓子製造、麺類製造、魚肉練り製品以外の水産製品製造、食肉処理のいずれか又は複数でHACCPに基づく衛生管理で行う業態。